



行政の 焦点

近年、固定残業代制を採用している事業場において、労働者に対しあらかじめ固定残業代であることを明示せず労使でトラブルが生じているものや、固定残業代に対する時間外労働時間が超えた時間外労働に対し、追加で残業代を支払っていないなど、不適正な運用を行っているケースが見受けられます。今回、この固定残業代についてスポットを当ててみたいと思います。

【固定残業代とは】

一般的に固定残業代とは、その名称にかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金のことです。

【固定残業代制の問題点】

ある事業場で、定額で支

払っている役職手当を固定残業代であると主張しているケースがありましたが、就業規則や労働条件通知書などの書面にその旨の記載はなく、さらに、どのような計算方法で何時間相当分の残業代を含んでいるのか明確にされていませんでした。

労働基準法第37条は、法定時間を超える労働などについて、法定以上の割増率で残業代を支払うよう定めていますが、問題は、この固定残業代について就業規則や労働条件通知書に一切明記されおらず、何時間分相当分の残業代が含まれているのか判別できない場合に固定残業代の支払いとして認められるかどうかです。

仮に認められないとするところ、事業場は、残業代として認められなかつた既に支払った役職手当に追加して、

払っている役職手当を固定残業代であると主張しているケースがありましたが、就業規則や労働条件通知書などの書面にその旨の記載はなく、さらに、どのような計算方法で何時間相当分の残業代を含んでいるのか明確にされていませんでした。

固定残業代制の適正な運用について

基礎手当に固定残業代『役職手当』と主張する手当を含めて計算することになり時間単価が高くなる)の支払

い、②労働基準法第37条違反として過去に遡及して残業代の支払を求められることとなり、事業場にとつて大きな影響を及ぼします。

【固定残業代にかかる主要な裁判例】

○テックジャパン事件(平成24年3月8日、最高裁第一小法廷判決)

本件雇用契約は、(略)

基本給を月額41万円とした上で、月間総労働時間が180時間を超えた場合には、

その超えた時間につき1時間当たり一定額を別途支払いい、(略)月間180時間以内の労働時間中の時間外労働がされても、基本給自体の金額が増額されることはない。(略)基本給につ

いて、通常の労働時間の賃金に当たる部分と労働基準

法第37条第1項の規定する

時間外の割増賃金に当たる部分とを判別することはできないものというべきである。

これらによれば、(略)

時間外労働をした場合に、月額41万円の基本給の支払を受けたとしても、その支

払によって、月間180時間以内の労働時間中の時間外労働について労働基準法第37条第1項の規定する割増賃金が支払われたとすることはできない(略)。

〔ポイント〕

本判決は、基本給の中に残業代を含めて支給されたいた事案ですが、残業代と認められるためには、基本

給部分と残業代部分を明確に区分する必要があるとして、固定残業代を否定した

判決になります。

以上、固定残業代を採用している場合は、今一度、就業規則や労働条件通知書の中身が曖昧な表現になつていいか、記載漏れがないか確認していただき、労使関係の信頼構築に努めていただいきたいと考えます。

【固定残業代制を採用する場合の記載方法】

最高裁の判決をみますと

明確にすることが求められているといえます。例えば、労働条件通知書を交付する際に、基本給に残業代が含まれていると言えるために